

## 田野倉村

〔都留市〕

田野倉は『甲斐国志』編纂用に絵図を二枚提出している。内容に僅か違いがみられるが、詳しい方をカラーワン写真で収録し、他はモノクロ写真で解説頁に収めた。

田野倉村の地域は、千ノ宮・神出・桃園等で遺跡が発掘されており、縄文時代以降人々が居住していたことが知られる。江戸時代には村絵図の表題にある「田之倉」の他、「田ノ倉」「田ノ藏」などとも書かれたが、田野倉が正式であり、現在もこれが用いられている。

村域は、南から西へ、さらに北にかけ、桂川を境に小形山・花咲・大月に接し、北から東へ、南東にかけては山峰が続き、朝日小沢・井倉に接している。

道路は北方中央に「ハシ」と見える沢井沢にかかる橋から、南方「アサ日川」にかかる橋までを往還道として記しているが、これが村を從貫する道路で、ほぼ現在の国道一三九号線に当る。『甲斐国志』はこの間を三四町（約三・七キロメートル）と記している。

「沢井沢」にかかる橋は、幅八尺・長さ五間であり、幕府普請所として材木が下げ渡され、大月と田野倉で人足を出して普請した。現在は国道下を隧道で抜いており、橋はない。「沢井沢」より五〇〇メートル位のところに一里塚があり、ここからの里程は江戸へ二五里、豆州三嶋へ一七里とあって、里程のめやすとなっていたところであるが、現存しない。「ノリモノ棒」は一里塚より一丁ほど南に細長く鶴籠棒様の形をした田地があつたのでつけられた地名であると村明細帳は記しているが、現存しない。往還道を更に南にたどると、一三戸程の家が描かれているが、モノクロ写真の絵図には「田ノ倉村宿」とみえるように、本村の中心をなす集落で、他に「字門前村」と見える門前と、「字中ノ村」と見える中野の三集落から成っており、文化三年（一八〇六）当戸数一七〇戸、人口七一二人、馬二三匹と「村明細帳」には記されている。現在三集落はほとんどつながって、四一四世帯・一三九九人（昭和五十五国勢調査）に増加している。

「宿」の南はずれに「鷹坐巣山」方向に行く「ミチ」があるが、この交差点に高札場があつた。往還道をさらに南進すると、途中に小形山に至る「ミチ」が分れるが、さらに南進すると「アマサケベシ」に至る。橋の長さは四間、幅七尺であり、架け替えについては秋元時代は材木は下げ渡しあつたが、その後村負担となつたと「村明細帳」に記されている。



国道139号線と田野倉の家並

「アマザケ橋」は今も橋名が現存するが、それを南にたどると分れ道があり、「小沢道」とあるが、これは札金温泉の沢を通つて朝日小沢へ至る道である。さらに南進すると、現在は小形山大原工業団地へ至る大原橋の脇に「ヲ経ヅカ」があるが、これは現存する。すぐ南に「ウノ頭」と書いてあるが、桂川の岸壁に鶴の頭の形をした岩があつたことからつけられたと「村明細帳」に見える。往還は間もなく「アサヒ川」にかかる橋に至つて終わっている。絵図は「道ヲ限リ井倉ト境」と記しているが、実際には「アサヒ川」にかかる橋は井倉村分で、モノクロ写真の絵図のように障子岩で終る方が正しく、

現在も生きている。

小形山へ行く道には桂川にかつて船渡しがあったが、文化四年（一八〇七）当時は板橋となつており、両村の費用で架けていた。

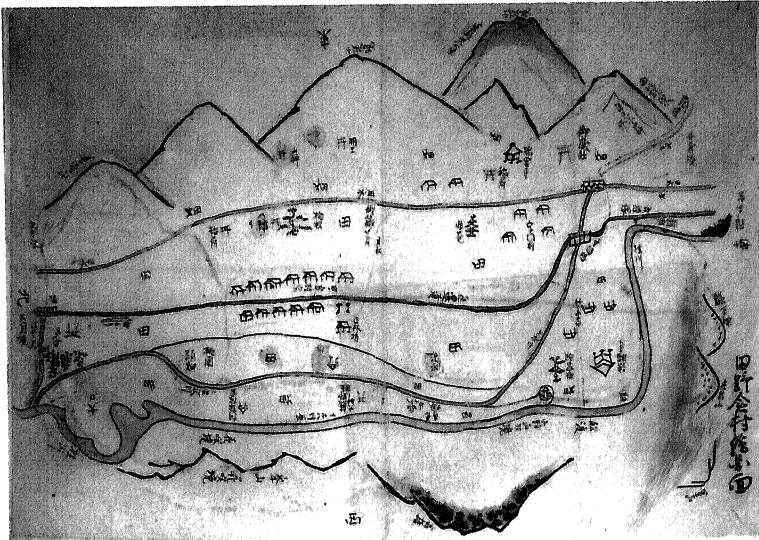
山名の記入がいくつか見られるが、田野倉の山としては、「善濤山」と「鷹坐巣山」のみに山名の記入が見られるだけである。「善濤山」は「三島社」からの松山の眺望が波を見るようみえたところから、また「鷹坐巣山」は鷹が棲むところからそれつけられた名であるといふ。「九鬼山・生出山・菊花山・岩殿山・峯山・高尾山」はそれぞれ隣村の山であるが、「御正体山・鹿留山・富士山」は遠見である。「菊花山・岩殿山」は位置に無理があり、「鹿留山・御正体山」も遠見できるのは場所によつてである。なお「高雄山」とあるのは高尾山（高川山）のことである。

川は「桂川」が南から西へ大きく湾曲して北へ流れしており、これが村界となつていて、主川でありながら谷深く、用水としての利用は現在に至るもなされておらず、「アサ日川」の「水門」よりとり入れ、東側山裾沿いに引かれた「五ヶ村田水」とみえる通称五ヶ堰が、灌溉および生活用水として利用してきた。五ヶ村とは田野倉・大月・駒橋・殿上・猿橋である。

「九鬼山」境より発する山沢水は、雨龍沢の水を集めて下り、「クボ川」となつて「アマザケハシ」をくぐり、中野を出て古沢川となり、「大口」で桂川と合流する。往古、障子岩が分断されるまでは、アサ日川が流れたところといわれ、「クボ川」「古沢川」の河川域は広いものであつたが、中央自動車道笛子トンネル排土利用による古沢埋立事業で、国道西側の地形は一変した。

社寺では「三島社」「御嶽社」は氏神として現存し、「法福寺」「瑞雲寺」も現存するが、共に建物は変わっている。「アミダ堂」は十王堂であったが、現存しない。宿の「円林坊」は修驗者の坊であったが、やはり現存しない。なお、西方に「長寿塚」と見えるのは円林坊の墓所であったが、このあたり一帯は前記埋立整備事業により一変し、「字向原」の「熊野皇大神」も「馬場」に移転されている。

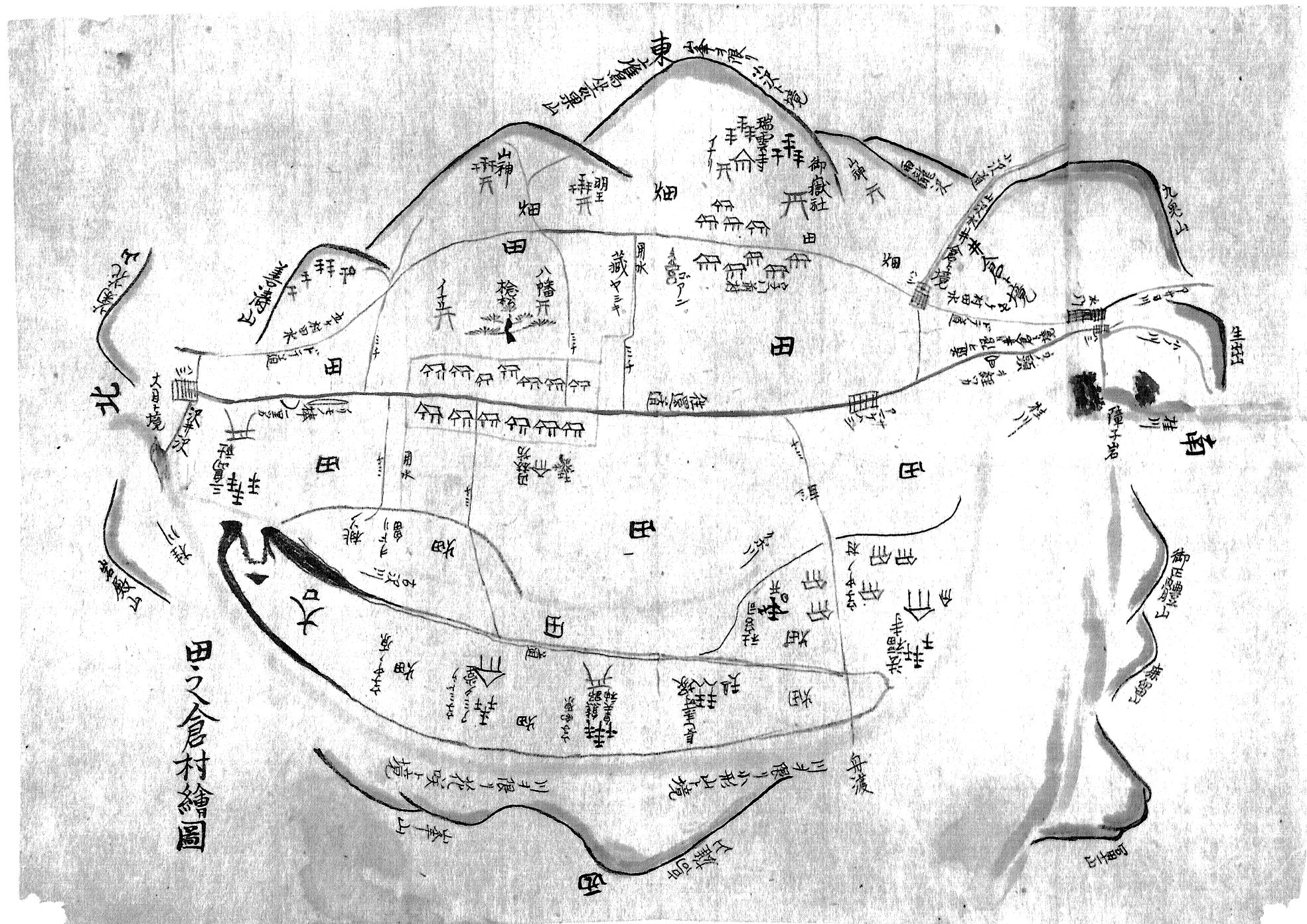
小社に山神二、八幡、イナリ二、明王、社宮司が見える。このうち門前の山神は札金温泉にあつて、今も祭礼が行われている。「社宮司」は、椿と樅の大木の接する二股より石棒が突き出した道祖神で、現存するが個人の屋敷神とされている。



田野倉村絵図

その他絵図に記されたものとして、「桃ソノ、ヲドリ島、稔松、藏屋敷、ゴアン、大口」がある。「桃ソノ」は桃樹のあつたところとされ、「ヲドリ島」は三島社の祭典の際、仮踊り場となつたところといわれているが、共に旧蹟を伝えるものはなく、字名として桃園を残すのみである。「稔松」は松の樹形からつけられた名で、私有木であるが、現存する。「藏屋敷」は秋元時代まで三間一〇間の板倉のあつたところであるが、文化四年（一八〇七）には田となつていて、「村明細帳」は記している。「ゴアン」には五輪塔が添えて描かれているが、立たた地形で、中野にかけての景観を大蛇と見ている。この村絵図は比較的豊富に資料を残しているが、かつて穀倉地帯とされた田野倉は、いま人口も戸数も大幅に伸びし、団地・工場・大結婚式場などの大型店舗が次々と建てられ、新発展地として大変貌の過程にある。





# 都留市史

資料編 都留郡村明細帳図集

三 文化四年（一八〇三）四月 田野倉村明細帳

（表紙）

甲州都留郡田野倉村明細帳并絵図

」

蓑笠之助御代官所

甲斐国都留郡田野倉村

一高三百六拾八石七斗五合

内 壱升無地高

此反別三拾五町九畝武十五歩

下々田武町武反武畝廿壹歩

此分米拾七石八斗壹升六合

石盛八斗

武拾四町九反四畝廿八歩

田方

十町壹反四畝廿七歩

畑方

此 訳

上田八町八反拾武歩

此分米百武拾三石武斗五升六合

石盛壹石四斗

中田七町武反八畝拾九歩

此分米八拾七石四斗三升六合

石盛壹石武斗

内武十五歩 永流

分米壹斗引

下田五町九反武畝壹歩

此分米五拾九石武斗三合

石盛壹石

此分米拾七石八斗壹升六合

内三畝十八歩 永流

石盛八斗

見付田七反壹畝五歩

此分米四石武斗七升

石盛六斗

内七畝六歩 永流

分米四斗三升四合引

小以武百九拾壹石九斗八升壹合

内八斗武升 永流

上畑九反三畝三歩

此分米拾石武斗四升壱合	石盛壱石	一 永三貫六百八十七文壱分 夫金
中烟七反八畝拾八步	石盛壱石	一 米武斗武升壱合 外ニ
此分米七石八斗六升	石盛六斗	一 永三百五拾五文 棒手茶札
下烟武町八反三畝四歩	(記載なし)	大工 喜兵衛
此分米拾六石九斗八升八合	石盛六斗	一 永武百五拾文 大工・木挽役
下々烟武町九反九歩	此分米拾壱石六斗壱升武合	木挽 惣(良源次右衛門八藏)
見付烟三反七畝武拾三歩	石盛三斗	一 永拾八文七分 口永
此分米壱石壱斗三升三合	石盛壱石武斗	メ永六貫拾四文壱分
屋敷武町三反武畝歩	石盛壠石武斗	一 田水用水
此分米壱石八斗四升	石盛武升	十日市場村地内より桂川を引込み、又小野川・朝日
桑五拾武束	入申候	川落合井倉村下より引來、猿橋宿地内にて桂川へ落
小以七拾六石七斗壱升四合	是ハ享保五庚子年より田野倉・大月・駒橋・殿上・	申候
上山烟七畝武拾五歩	中山烟壱畝拾武歩	長五間幅八尺余、田野倉村・大月村境目にあり
此大豆三斗四升五合	此大豆五升壱合	猿橋、五ヶ村組合御普請御用相勤候、從 御公儀様
下山烟三反八畝武拾五歩	此稗七斗八升	先規より御材木從 御公儀様郡中へ被 仰付、橋本
下々山烟八反三畝武歩	此大豆壱石壱斗六升四合	字(甘酒屋)板橋 長四間幅七尺余、是ハ秋元但馬守殿・松平甲斐
此分米八斗武合	上柴山五町壱畝四歩	守殿御代迄ハ、山本へ被 仰付、材木被下置、架け
中柴山三町壱反武畝拾歩	此分米三斗七升五合	来申候、當時ハ村役を以架け申候
下柴山九町六反三畝歩	下柴山九町六反三畝歩	字(土橋)長三間半幅六尺余
此分米六斗七升五合	此分米六斗七升五合	是ハ奥山村中村金山の奥にて、材木相求架け來申候
右は年々御張紙(傳)直段を以金納仕候	右は年々御張紙(傳)直段を以金納仕候	一田烟拾ヶ年を限り質物に入申候、但シ田壱反ニ付金武、
浮役小物成	一浮役小物成	両ほど、烟壱反に付金壱両壱分ほど
一永六百三拾八文五分	一永六百三拾八文五分	一株場 是ハ井倉村分内九鬼山にて刈來申候、山代として米七斗三合代金を以年々井倉村へ差出申候
一永五十文	入松五束代	一株場 是ハ小沢山にて刈來申候、山代として畠武俵半
一永百文	糠廿六俵代	つゝ年々小沢村へ差出申候
一永百七拾壱文五分	炭木廿四束代	一薪山 是ハ奥山村之内金山中村のおくにて、薪井其外
一永百拾文五分	青草三十六駄壱束代	入用の物採來申候、尤往古より山代指出不申候
一永百六拾五文五分	蘆廿六駄壱束代	一埋穂十二ヶ所 長武間余 是ハ田水通にて御座候、材
一永武百五十文	葦五拾駄代	木御林にて被下置候
一永六文	萩四束代	一家數百七拾軒
一永五拾五文	干草棒三十三本代	内僧三人、山伏三人、男三百五拾人、女三百五十五人
一永百五拾武文	渋柿九斗壱升代	男女給金、但シ一ヶ年分男ハ金壱両ほど、女は金三分

ほど

一名主之義ハ、高拾石分高懸り人足を除申候

一組頭之儀ハ、高五石分高懸り人足を除申候

先年ハ名主武人に給金米八俵老斗七升被下置候、并

諸役・諸夫金御免、組頭に人役等御免と、清野与右

衛門様御代官中村差出帳に相見申候

一定使老人 紹金一ヶ年分金武両、村中より差出申候

一田畠老反ニ付田にハ糸八升ほど時申候、畠ニハ麦武斗

五升ほど時申候

一御伝馬大助之義ハ、当郡初狩宿へ助合申候、行程當村

より初狩宿へ武里余

一船渡 是ハ田野倉・小形山両村境目桂川にあり、當時

ハ板橋、両村入用にて御座候

一隣村道程、大月へ武拾丁、井倉村へ武十五丁、四日市

場へ老里余、谷邑へ一里半、小形山村へ六丁、小沢

村へ老里

一一里塚、先の宮より三丁ばかり南にあり、江戸へ武十

五里、豆州三島へ十七里、甲府へ十武里、相州小田

原へ廿五里、八王子へ十三里

一南ハ桂川を隔て小形山と境、夫より西にめぐりて山の

林下を流、又花咲と境、北は沢井沢を限り桂川迄大

月と境、東ハ山の峰を限り小沢と境、又南ハ山沢水

又往還道を限り井倉と境、未申ハ障子岩を限り古川

戸と境、沢井沢より障子岩迄南北三十四丁、桂川よ

り東の峯迄凡廿丁余

一字先宮 大松山三島大明神 東向末社庖瘡神 大月村神主

社地御見捨地堅六十間横廿間、御神像二駄、各立

像、二駄ハ陽神・陰神か、又三駄を一駄失ひ候や、

祭礼七月十八日、先の宮と唱候事ハ、大月村・殿上

村に同社あり、三所の最初に建立仕候故、先の宮と

号候と申伝候、一説に三所の神ハ御兄弟、其姉神

なるゆへに先宮と云とも申伝候、神代卷伊弉諾尊

抜テレ劍ヲ斬テ軻遇突智<sup>アシタツチ</sup>、為三段<sup>ミツダム</sup>、其一段ハ是為ニ大山祇神<sup>タケシマノミコト</sup>、鈔ニ曰伊豆ノ国賀茂ノ郡三島ノ神

社、摂津ノ国嶋下ノ郡三嶋ノ社、伊予ノ州越智郡大

山祇ノ社、此ノ三所ハ共ニ一神也と、本朝神社考に

載て御座候、此事姉神と申説に符合仕候也、又一説

に仙宮の景氣あるゆへに仙の宮と唱とも申伝候、社

木松・杉・桜・櫻の大木數株有之候、大松山と号候

ハ、往古社木に大松有之、彼木を伐て三所の御神像

を作り奉ゆへと申伝候、右往還道の傍、大月村境近き所に御座候、勅請草創詳ならず候

一善壽山 先の宮に相対して東の方にあり、其間たゞち

に四五十間ばかり、頭を擧て望候へハ松數本有之山、

三島の御神松壽の景氣をめて玉ひしより号けたまふ

と蒼生の謬に申伝候

一桃苑 先の宮より西の方、一踏低き所、往還道より二

丁ばかり引入シ候所にあり、往古桃數本有之候由、

今は田島と成申候

一跳躍島 桃苑の地中にあり、昔先の宮の祭日、此所に

て伎踊を興行いたし候所と申伝候、桃は仙境の景

物、諸邪の氣を除の功能専らなり、又玄徳桃園に義

を結び給と伝云ものから、彼にあやかり、是になら

ふて里童此勝地に集ひて、朋友の交を和らげて、詠

歌舞踏を行ふならんと、老人の物語り聞とくめ候

一乗物棒 先の宮より四丁ばかり西、往還道の傍にあり

り、田地の形似たるがゆへ呼來候由

一大口 戊亥の方ハ桂川を隔て、卯の方ハ古沢<sup>フルサツ</sup>を涯り堆<sup>カケル</sup>(行方)き事五六丈、幅二十間ばかり、北より西へ長<sup>ミドク</sup>長<sup>ヒロ</sup>く十

二三丁、其形大蛇の横たるか如し、頭は北にあり

て、即大口と云、大蛇の口によく似たり、先の宮の

後に當る、腹ハ字中野原<sup>ナカノハラ</sup>・御堂<sup>ミドウ</sup>、尾ハ字向原<sup>ムカイハラ</sup>・長寿塚<sup>チヤウショウヅ</sup>

より中之村に終る、大蛇体に異ならず候

右五地を先の宮社外の五景と申伝候

一御嶽大権現 西向末社弁才天庖瘡神 大月村神主 吉村丹波

社地御見捨地堅十間横八間、御神像三体、中尊馬に

(付箋の位置)〔御し玉ひぬ大己貴命・少彦命

(付箋)今一命の御名失念仕候、御加筆奉希候、せんきの書

物無之候

祭礼三月十一日・八月十一日、社木松・杉・櫻・桜等

の老木御座候

吉野<sup>ヨシノ</sup>座王権現と御同神に御座候所、御神像とハ異形

にて御座候、吉野ハ降魔の御相、此方の御相ハ慈悲

柔軟、全駄異なりと奉拝礼候

吉野座王権現と御同神に御座候所、御神像とハ異形

にて御座候、吉野ハ降魔の御相、此方の御相ハ慈悲

柔軟、全駄異なりと奉拝礼候

一熊野大権現 東向

別當 圓林坊

兩社同所、社地御見捨堅四十間横三十七間、熊野大権現御神像三駄、各立像、中尊伊弉諾<sup>イザヌ</sup>尊、左脇士速<sup>ヒタチ</sup>速<sup>ヒタチ</sup>、右脇士速<sup>ヒタチ</sup>速<sup>ヒタチ</sup>、玉之男<sup>タマノオ</sup>、右脇士事解之男<sup>ヒタチノミコト</sup>、祭祀六月廿日、皇太神宮御神像三駄、各立像、左脇士天兒屋根尊<sup>ヒタチノコノヨリヤミコト</sup>、右脇士太<sup>ヒタチノタタヒ</sup>

玉命、祭祀<sup>(礼カ)</sup>二月廿日、社木松・杉・樅・桜等の老

木数本茂盛仕候、字向原、又太平山、又權現の森

と申伝候、勧請權興詳ならず候

熊野權現末社

津島牛頭天王

小禿倉

熊野權現境内にあり、村民安置奉りぬ、毎年六月朔

日村中へ移し勧請奉りぬ、同月十五日いさゝか祭礼

を行申候、同月晦日、右社地へ還御奉り候、都祇園

御旅所と申事に准候也

字中野村

一社宮司祠俗誤テサクジト云、道祖神なり、字中野村

北の方烟中にあり、今は祠なく、神木・神石あり

字山の神

一山神御年貢地、持主茂右衛門

同断院

神主圓林坊

一字明王

明王權現御年貢地、持主弥市兵衛

寺社中へ

一正一位稻荷大明神御年貢地居屋敷の中にあり、持主

沖右衛門、御位階寛政六寅年勧請仕候、俗説に御神

駄白狐にて、時々顯れ候事も御座候、是ハ天正年

中、富士參詣武州の人と来候白狐と申伝り候

一八幡大菩薩御年貢地、居屋敷の中にあり

持主半右衛門

一捻松八幡宮の神前にあり、即御神木と申伝候、

高六尺余、周三尺余、左右の径五間余、前後の径武

間余、当半右衛門迄四代以前半右衛門曾祖父彦八、

若年の時植之申候由、宝永二三年の頃植候由申伝

候、五十二ヶ年前、当村類焼之節、此松火に傷候

故、大木になりかね申候、捻松においてハ一郡の奇

觀なりと、諸人賞讃申候

一正一位稻荷大明神持主瑞雲寺境内にあり、御位階寛

政六寅年勧請仕候

一山神御年貢地、持主太郎左衛門

神主圓林坊

一平遊山法福寺別紙に認差上候

一龍徳山瑞雲寺本尊愛宕地蔵、濟家宗金井桂林寺末、

御見捨地あり、北条家の比丘尼開基と申伝候、三世

以前一翁和尚より天位地

一字御堂阿弥陀堂堂内に十王像安置、瑞雲寺持

一太平山圓林坊聖護院宮末、修驗坊敷御見捨地、堅十

四間余横八間三尺余、開基世代不分明にて御座候、

後陽成院第八皇子二品親王御宸筆和歌

いはふべきこと葉のさきにたつ春の

はなの都の空にみゆらん

右御短冊圓林坊にあり、古び候て文字やう

く相見候

甲州四郡之寺社僧侶・社人へ米武千五百俵從  
申付之旨、從 楽丹誠、御札來正月十三日前迄之内權大夫宅へ指上  
年 殿様御令五十之御賀ニ付、御長命之御祈禱可  
申付之旨、從 若殿様御直書被成候間、御祈禱被  
様被下之、配分可仕之旨被仰出候事、右は來亥  
年 殿様御令五十之御賀ニ付、御長命之御祈禱可  
申付之旨、從 楽丹誠、御札來正月十三日前迄之内權大夫宅へ指上  
可有候、右配分之米來正月十八日より於御藏相渡候  
様ニと役人中へ申渡候、此書付之通早々相触可被申  
候、以上

十一月十九日

鈴木主水□

近藤図書○

柳沢權太夫□

寺社中へ

右ハ松平甲斐守殿<sup>様</sup>當郡御預中、宝永三戌年之御書付

写にて御座候、右両書圓林坊所藏仕候

一長寿塚御見捨地堅十二間横五間余、圓林坊廟所な

り、先祖に長寿あり、彼を葬候所故、地名となり候

旨申伝候、石碑并松十本はかり有之候、先年飛火に

て古木焼失仕、今ハ大木無御座候、御高札場より申

の方に相對して其間近し、免許和歌修行御歌所、烏

丸大納言光種門人、京師水鏡軒、此地にてよめる歌

のほり得し蓬の袖ハときはにて

いく万代か栄へたのしき

一大神川原熊野權現社地の西桂川の岸にあり、大神社

ハ、和州大三輪の神の御事、大己貴命なり、往古此

御神を此地に勧請奉り給、何の時代にや洪水に荒て

破壊に及び給と申伝候、惜哉、再建不仕事を

一御藏屋敷村御高札場より東の方四五十間引入シ候

所、秋元但馬守殿御時代迄ハ、梁間<sup>歩</sup>三間行間十間の

板倉有之候、上田三畝五分<sup>歩</sup>分米四斗四升三合、御藏屋

敷分引と、宝永武酉年四月十五日、御代官清野与右

衛門様へ差上候村差出帳に相見へ候、今ハ田と成り

にして別荘とおほしき所、又悟安か、御庵か、居安

か、安居の類ひか、御嶽の社より北の方用水封<sup>下</sup>に五倫<sup>輪</sup>の石塔、今に田の畔にあり、古雅なる工ミ花咲村に悟安寺あり、彼地に元悟安の地名あり、真木

村にも同地名あり、小菅村に同地名あり、いつれ浮

## 屠氏隠者の居所なるべしと申伝候

以上

文化四卯年四月

甲州都留郡田野倉村

名主

半右衛門

組頭

孫左衛門

同

仁左衛門

百姓代

弥市兵衛

松平伊予守様

御役人衆中様

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。

(富士吉田市 加々美四郎家文書)

一 雨龍沢 御嶽の社より東の方八、九丁、小沢道の傍清  
 水の細流に二丈ほどの瀧、嶮岨にして飛鳥ならてハ  
 至り難し、常に雲霧を発し、寂寥として別世界の心  
 を生し候、そのかみ夏日一点の黒雲山頂に起りぬ、  
 彼沢たちまち鳴動の声、諷々として一烟の中に龍盃(頭)  
 をあらへして昇天す、暴に空かきくもりて傾盆の一  
 雨をなしぬ、是を見給田夫・野人奇怪の思をなし、  
 捷に家に帰り、件の有さま物語り給と、今に申伝候

一 御經塚 字松原と云、法福寺の旧地なり、石碑に修多  
 羅塔の銘あり、往還道端にあり

一 鶴頭 御經塚より南一丁ばかり、往還道の傍、桂川の  
 岳壁屈曲の所にあり、古へ鶴の頭の形なる惟石あ  
 り、欠落して今は名のみにて御座候

一 障子盤 鶴の頭より五六丁未申の方にあり、未申の方  
 ハ古川渡村分、内東の方ハ田野倉村分、内両村境目  
 にあり、小野川・朝日川の流ハ此所に会同す、水此  
 岩に停て磯となり、塘をなし、桂川を隔つ事障子一  
 重の如し、小野・朝日の流ハ井倉村九鬼分内へ流入  
 り、田野倉村分内字窪より古沢へ通し、先の宮の後(ウシ)  
 にて桂川へ落人候、何れの時代にや障子岩裂て、小  
 野・朝日の兩川直に桂川へ流入候と申伝候、依て障  
 子岩、今ハ名のみにて、其形微しく両岸に相見候、  
 右三川会同仕候所故、落合と云、此所古川渡村分内  
 に天満宮御座候、即障子岩の岸にあり、比社往古ハ  
 田野倉村分内にて御座候所、障子岩破裂して川に隔  
 られ、今ハ古川渡分内に相成候由申伝候、依て今に  
 及び、毎年正月廿五日祭日、田野倉村の男女打揃ひ  
 参詣仕候ハ、古への遺風と申伝候

一 遠見 東ハ鷹坐巣山、常に鷹此所に栖をなし候、西の方  
 ハ小形山村分内高雄山、都の高雄に異ならず候、高  
 雄北の岬ハ花吹村分内峯山、北の方ハ大月村分内菊  
 花山、岩殿山遙に望候、申の方ハ富士山、未の方ハ  
 鹿留山・御正体山遙に眺望、午の方ハ生出山、巳の方  
 ハ井倉村分内九鬼山にて御座候、免許和歌修行御  
 歌所烏丸大納言光種門人、京師水鏡軒此地にて詠歌  
 九ツの鬼の窟は踏ばかり

治れる世に住もならハす

右地名絵図面別紙に差上候